

令和7年度 東広島市施策紹介用動画制作等業務 仕様書

1 業務の概要

(1) 目的

本業務は、本市が推進する各種施策の取り組み内容を、動画を通じて分かりやすく紹介し、市民や企業等の理解を深める動画を制作することを目的とする。なお、制作した動画は本市ホームページ内の政策広報ページやYouTube等へ掲載するとともに、SNS等で動画を掲載し、若年層への認知拡大と理解促進につなげるものとする。

(2) 業務名

令和7年度 東広島市施策紹介用動画制作等業務

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

東広島市内全域及び受注者の作業室

(5) 前提条件

- ・ 受注者は、業務遂行に必要な人員を確保し、業務にあたること。
- ・ 受注者は、業務の目的を十分に理解し、動画の制作に係る全ての業務を行うこと。
- ・ 制作にあたっては、あらかじめ無理のない工程表を制作し、発注者に協議を行いながら校正・確認を進めること。
- ・ 納品された動画、画像は、発注者で縦型動画等に編集し、SNSの投稿に使用することにより、市ホームページへの誘導を図るものとする。

2 業務内容

(1) コンテンツ企画提案及び制作

- ・ 発注者が示す方針や撮影場所等に基づき、動画の構成や演出を、技術的な観点から考案し発注者に提案を行うこと。
- ・ 発注者と協議し、内容を確定してから制作を進めること。

【動画の構成】

- ① 若年層の視聴傾向をふまえ、共感やシェアを生むストーリー性・演出を取り入れたものとする。
- ② テーマに沿った、市内の風景、人、活動等の魅力的な要素を取り入れるものとする。

(2) ロケハン・素材撮影

- ・ 多様な撮影方法により、視聴者の興味・関心を高める工夫を行うこと。
- ・ 撮影日数は6日程度を想定する。
- ・ 肖像権・使用許諾について、必要な手続きを行うこと。
- ・ 撮影に関する取材依頼や出演依頼、撮影許可申請等を行うこと。場合によっては発注者と協力して行うものとする。

(3) 動画制作

- 下記の6テーマについて、それぞれ横型（1920×1080）の規格で動画を制作する。
- 一本の動画は1分以内とする。

①命と暮らしを守る体制の整備

撮影想定素材（変更する可能性あり）	施策の趣旨
消防士・地域防災リーダー・医療関係者	市民の命と暮らしを守るため、ハード・ソフト両面からの多様な災害対策を講じ、気候変動に対応した安全で安心な生活環境を整える。 また、医療においては、市民がいつでも受診したい時に受診できる体制を構築するため、医師不足解消等の取組みを進めるとともに、安心した生活を送れるよう、救急医療体制の強化を図る。

②仕事と生活価値を創造する基盤づくり

撮影想定素材（変更する可能性あり）	施策の趣旨
H i - B i z ・ミライノ+ ・半導体産業・東広島ブランド（地鶏など）・農業（米など）	本市の活力を維持継続し、市民に質の高い仕事を提供するため、起業支援や中小企業育成、成長産業の誘致を推進し、多様な働き方を選べる環境を整える。 また、農林水産業の高収益化を図り、地域の特性を活かした観光振興を推進することで、地域全体の活性化に繋げる。

③誰ひとり取り残さない多様性と調和社会の実現

撮影想定素材（変更する可能性あり）	施策の趣旨
地域共生社会（地域活動拠点）・子育て支援・多文化共生	誰ひとり取り残されることなく、安心して暮らせる社会の実現と地域福祉の充実を目指して、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、多様な市民一人ひとりの個性と力を尊重し、それぞれが受け入れられる地域の実現を目指す。

④多彩な地域の特徴を生かしたまちづくり

撮影想定素材（変更する可能性あり）	施策の趣旨
福富の森・あったかや・Town&Gown構想	市内各地域の自然環境や歴史、文化など地域資源を活かし、市民が誇りを持ちながら快適に暮らせる地域づくりを進めていく。 また、大学や先端技術産業の研究開発機能や豊富な人材を活用し、市内3大学と連携する「Town&Gown 構想」を推進し、新たな魅力ある都市空間の形成にも注力する。

⑤時代を担う子どもを育てる教育・保育の推進

撮影想定素材（変更する可能性あり）	施策の趣旨
G I G Aスクール構想・幼児教育・保育の質の向上	新たな時代を担う子どもたちを育成するため、G I G Aスクール構想を推進する等、質の高い学校教育を推進する。 また、大学等の知見を活かした保育士の資質、専門性の向上等により、質の高い幼児教育・保育を推進する。

⑥持続可能な次世代環境都市の構築

撮影想定素材（変更する可能性あり）	施策の趣旨
脱炭素（触れる地球儀）・エコパーク・環境学習	脱炭素先行地域を活用したモデル地域の構築や、豊かな自然環境の保全と活用を図り、地域規模の環境問題に対応できる持続可能な次世代に向けた環境都市の構築を目指す。

- ・ ショートフィルム「東広島市 50 年の夢」（東広島市制施行 50 周年記念映像）（下記 URL）内の一部映像については使用可能。
<https://youtu.be/1zSc6Nlw6aI>
- ・ タイトル・字幕・BGM・ナレーション・アニメーション等含む編集作業を行うこと。
- ・ 修正指示に伴う動画の修正は各 3 回程度を見込む。

(4) 画像の制作

- ・ 各テーマごとに、横型（1920×1080）の規格で画像を制作すること。
- ・ 修正指示に伴う画像の修正は各 3 回程度を見込む。

(5) 成果物の納品

次のものを令和 8 年 3 月 1 4 日までに電子記憶媒体等で提出すること。

- ・ 2. (3) の動画データ（MP4、WMV9 の 2 種類）
- ・ 2. (4) の画像データ（JPEG）
- ・ 動画内で使用した BGM と効果音（MP3）
- ・ 撮影記録・協力先リスト等（任意様式）
- ・ 本業務で撮影した素材全て（静止画、B ロールなど）

3 検収

受注者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。

発注者は納入日から 1 0 営業日以内に納品物の検査を行い、その結果不備が認められた場合、受注者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。また、発注者は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

4 データの保護・著作権

(1) 秘密保持

受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密その他の情報、また発注者が提供する資料・データ類及び業務の内容について、業務以外の目的に利用したり、第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

(2) 第三者提供の禁止

受注者は、発注者が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(3) 複写・複製の禁止

受注者は、この契約に基づく業務を処理するため、発注者から提供された資料等を本市の許諾なく複写又は複製してはならない。

(4) 事故発生時における報告業務

受注者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを発注者に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

(5) 記録媒体上の情報の消去

受注者は、受託業務遂行のために、受注者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時に全て消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。

(6) 著作権の帰属

本業務により制作された成果物及び付随資料等に関する所有権・著作権・使用権など一切の権利は発注者に帰属し、受注者はこれに関して著作者人格権を行使しないものとする。

(7) 損害賠償

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わない。

(8) 二次使用

発注者が映像や画像の差し替え等の編集を行えるよう、必要な範囲内で複製し、又は改変することを許諾すること。

(9) 再委託

受注者は、管理技術者以外が所管する業務について、第三者に再委託することができる。ただし、その場合は事前に書面で発注者の承諾を得るとともに、相手方との契約関係を明確にし、適切な指導・管理の下で業務を実施させるものとする。また、再委託先は、東広島市指名除外基準要綱に基づく指名除外期間中の者であってはならない。

5 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市総務部経営戦略チーム広報戦略担当

電 話：０８２－４２０－０９１９

FAX：０８２－４２０－０４０２

E-mail：hgh200919@city.higashihiroshima.lg.jp